

地方独立行政法人静岡県立病院機構 建設工事等競争契約入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、建設工事（以下「工事」という。）の請負契約、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務等建設関連業務委託（以下「委託」という。）の委託契約及び工事材料の製造請負契約について、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「法人」という。）が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加資格の確認)

第2条

競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第4条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 理事長が確実と認める債券

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号に掲げるものにあつては額面金額（発行価値が額面と異なるときは発行価額）の8割に相当する額、第4号に掲げるものにあつてはその保証する金額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第5条 入札参加者は、法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第6条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、法人関係職員の説明を求めることができる。

(入札の辞退)

第7条 指名の通知（入札執行について（通知）をいう。以下同じ。）を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名の通知を受けた者は、入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。
- (1) 入札執行前にあつては、別紙様式第1号による入札辞退届を指名を通知した機関の長に直接持参、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行うこと。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札箱に投入して行うこと。
- 3 入札辞退をした者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第8条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札にあつては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札）

第9条 入札書は、別紙様式第2号により、公告又は指名通知に示した日時までに作成し、封印の上、表面に「番号、何々工事入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載して公告又は指名通知に示した日時及び場所において、入札箱に投入しなければならない。

- 2 入札書は、契約担当者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒の表面に「番号、何々工事入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載し、入札事務を執行する機関の長あての親展で提出しなければならない。
- 3 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

（入札書の書換等の禁止）

第10条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

（入札の中止等）

第11条 入札辞退等により指名競争入札（公募型を除く。）において、初度の入札に参加しようとする者が1人の場合及び再度の入札に際し、入札者が入札を行う前に参加しようとする者が1人になることを知りうる状況になったときには、入札の執行を取りやめる。

- 2 入札参加者が談合し、又は不穏の行動を為す等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期

し、若しくはとりやめることがある。

- 4 指名競争入札（公募型を除く。）にあつては、入札箱に入札書を投入した者が1人のときは、当該入札は行わなかったものとする。この場合、その入札書は開封しないで返却する。ただし、指名競争入札（公募型を除く。）以外の入札にあつてはこの限りでない。

（開札）

第12条 開札は、当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

（入札の無効）

第13条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
 - (5) 記名押印を欠く入札（代理人の行った入札の場合は、代理人の記名押印を欠く入札）
 - (6) 金額を訂正した入札
 - (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
 - (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
 - (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
 - (11) 同一事項の入札について、2人以上の代理をした者の入札
 - (12) 前各号に定めるもののほか、法人の規定及び指示した条件に違反して入札した者の入札
- （落札者の決定）

第14条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第14条に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が法人にとって最も有利なもの）をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 2 前項ただし書きに該当するおそれがある入札を行った者は、法人関係職員の行う調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札）

第15条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(1) 第13条第1項第1号から第4号及び第8号から第12号までの規定に基づき無効とされた入札。

(2) 前条第3項の規定による最低制限価格に達しない入札

(再度入札の入札保証金)

第16条 前条の規定により再度入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第17条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない法人職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第18条 開札した場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第19条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第20条 契約書の作成を省略する場合は、請書を徴する。この場合においては前条を準用する。

(契約の確定)

第21条 契約書を作成する契約にあっては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(入札保証金の返還)

第22条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては、当該契約を締結した際に返還する。

(契約保証金)

第23条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。

(3) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第24条 前条の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに

代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 理事長が确实と認める債券
- (5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の8割に相当する額、同項第4号及び第5号に掲げるものにあつてはその保証する金額とする。
（履行保証証券等の提出）

第25条 落札者は、第23条第1項第1号若しくは第2号の規定により契約保証金の全部若しくは一部を納付しないこととする場合又は前条1項第4号若しくは第5号の規定により契約保証金に代わる担保の提供をしようとする場合においては、当該保険証券、保証証券又は保証書を提出しなければならない。

（入札保証金の契約保証金への充当）

第26条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の同意を得て、その者に還付すべき入札保証金を契約保証金に充当することができる。

（異義の申立）

第27条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（準用）

第28条 この心得は、随意契約について準用する。

附 則

この心得は、平成21年6月23日から施行する。

入 札 辞 退 届

年 月 日

1 入札番号 第 号

2 工 事 名

上記の入札を都合により辞退します。

（入札執行を通知した機関の長） 様

住 所

商号又は名称

氏 名



入 札 書 （第 回）

1 入札番号 第 号

2 建設工事名

3 建設工事箇所

上記の建設工事を建設工事等競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請け負いたく申し込みます。

入 札 金 額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

（発注者職氏名） 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印